

令和6年度・令和7年度鬼怒川・小貝川河川愛護モニター募集要綱

国土交通省 下館河川事務所

国土交通省では、沿川住民の皆様の協力のもと、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに深め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理を進めるために、河川愛護モニター制度を実施しています。

この度、令和6年7月から2年間河川愛護モニターとして活動していただける方を以下のとおり募集します。

1. 活動内容

河川愛護モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に提供することを任務とします。

定期的に河川を巡視し、あるいは、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意・指示して是正を図るなどの特別な責務や権限を有するものではありません。

(1) 報告書の提出

定められた様式に以下の事項を記載し、1ヶ月に1回以上、書面にて河川管理者へ提出して下さい。

【報告内容】

①河川の状況

- ・河川の利用状況
- ・ゴミ等の不法投棄
- ・河川の異常（水の色や臭い等）
- ・河川の施設（堤防、樋管等）の異常
- ・その他

②地域住民の意見・要望等

- ・河川の整備
- ・河川の利用
- ・河川的环境
- ・その他

- 報告書は、「いつ」「どこで」「何を発見したか（何があったか）」が判るように記載して下さい。

(2) その他

- ① 河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発に努めて下さい。
- ② 年に1回程度、モニター会議（意見交換会）への出席をお願いすることがあります。

2. 活動範囲

活動して頂く範囲は、以下の区域①～⑧のいずれかで、日常生活の中で無理なく活動できる範囲とします。

- 出張所区域の全てが活動範囲となるわけではありません。

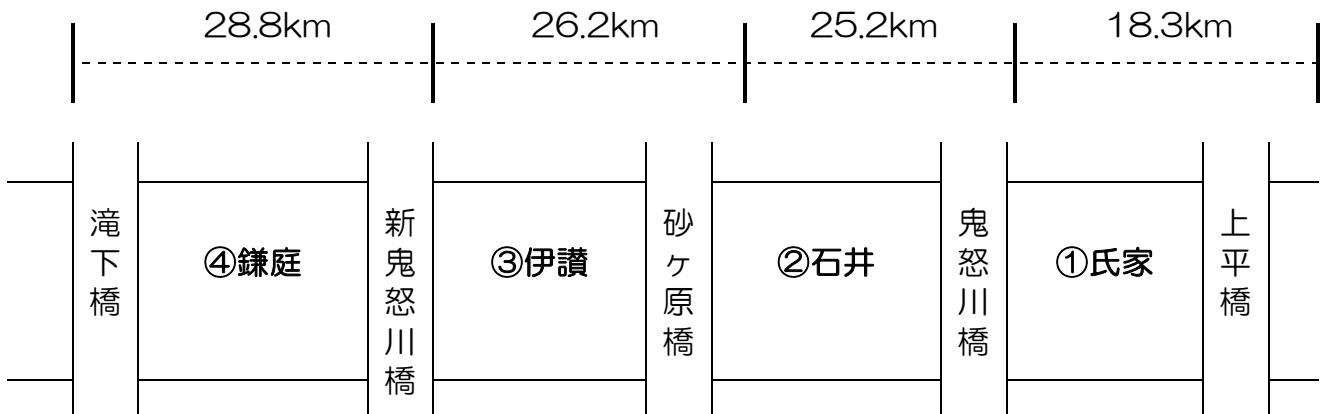
【鬼怒川系】

- ①氏家出張所区域（18.3km）
上平橋の約2km上流（清水川合流点）～ 鬼怒川橋（国道4号）
- ②石井出張所区域（25.2km）
鬼怒川橋（国道4号）～ 砂ヶ原橋の約1.5km上流
- ③伊讚出張所区域（26.2km）
砂ヶ原橋の約1.5km上流～ 新鬼怒川橋（国道125号）
- ④鎌庭出張所区域（28.8km）
新鬼怒川橋（国道125号）～ 滝下橋

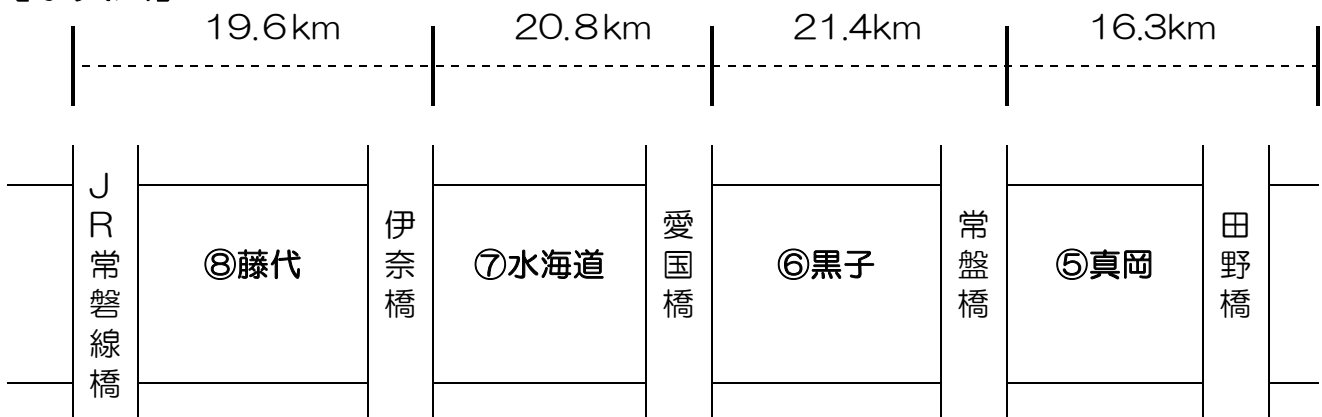
【小貝川系】

- ⑤真岡出張所区域（16.3km）
田野橋の150m上流～ 常盤橋（旧国道50号）
- ⑥黒子出張所区域（21.4km）
常盤橋（旧国道50号）～ 愛国橋
- ⑦水海道出張所区域（20.8km）
愛国橋～ 伊奈橋
- ⑧藤代出張所区域（19.6km）
伊奈橋～ JR常磐線小貝川橋梁

【鬼怒川】



【小貝川】



3. 応募資格

上記2. の活動範囲の河川から概ね5km以内にお住まいで、鬼怒川又は小貝川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1. の活動が可能な心身ともに健康な満20歳以上の方。

4. 委嘱方法と任期

鬼怒川・小貝川河川愛護モニターは国土交通省関東地方整備局長から委嘱し、身分証明書を発行いたします。

任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの2年間です。

なお、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合は、任期内であっても委嘱を解除することがあります。

- ① 報告書が提出されない場合。
- ② 連絡が取れなくなった場合。
- ③ 応募資格を満たさなくなった場合（活動範囲の川に接する機会が無くなった、河川愛護に関心が無くなった、活動内容を実行できなくなった等）。
- ④ 明らかに心得ておくべき事項を逸脱した行動を行った場合。
- ⑤ モニターから辞退の申し出があった場合。
- ⑥ 河川管理者が委嘱を解除する必要があると認めた場合。

5. 募集人員

約10名（鬼怒川及び小貝川の①～⑧の区域ごとに各1～2名。）

6. 手 当

実費程度（通信・連絡費程度）

7. 選考及び通知

- ① 選考は、下館河川事務所の選考委員会により実施します。
- ② 応募者が多数の場合は、自治会等の地域に密着した活動に参画している方を優先し、年齢・地域構成等を総合的に勘案して選考します。
- ③ 選考結果は、6月中旬頃に郵便にて応募者全員に通知します。
- ④ 所用の人数の応募がない場合などは、関東地方整備局長が選任します。

8. 応募方法等

(1) 応募方法

国土交通省下館河川事務所のホームページ掲載または市町村役場窓口に備え付けの「令和6年度・令和7年度鬼怒川・小貝川河川愛護モニター募集要綱」をお読みのうえ、応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記の応募先に郵送して下さい。

(2) 応募期限

令和6年5月7日（火）【必着】

9. 応募先・問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地
国土交通省下館河川事務所 占用調整課 河川愛護モニター担当係
電話：0296-25-2151 FAX：0296-25-2170

10. その他

令和6年度・令和7年度鬼怒川・小貝川河川愛護モニターの委嘱状伝達は、6月下旬頃に下館河川事務所において行います。

別 添

河川愛護モニター心得

- 一. 河川の状況に関する日常知り得た情報を河川管理者に提供して下さい。
- 一. 河川の状況に関する地域の方々の要望等を河川管理者に提供して下さい。
- 一. より良い河川環境の創出のため、河川管理者とともに河川愛護の普及啓発に努めて下さい。
- 一. 違法行為を発見した場合は、直接警告等はせずに河川管理者に連絡して下さい。